

実施方針(案)に関する質問・意見書に対する回答

No.	項目	頁	章	節	項	目	質問内容	回答
1	事業地について	2	第1	1	-2		旧山梨県緑化センターは県の施設とのことですが、土地は甲斐市所有の土地という認識でよろしいでしょうか。	市が当該土地を取得する予定です。
2	大規模修繕について	4	第1	1	-7	(I)	事業期間中の大規模修繕の発生を想定していないとありますが、事業開始後に生じた想定外の要因により、事業期間中に大規模修繕を実施する必要がある場合には、貴市の負担で対応されるとの理解でよろしいでしょうか。	大規模修繕を実施する必要がある要因によります。
3	事業者の収入	5	第1	1	-9		市で想定されている入館料単価と年間の来館数見込みがあればご開示ください。	募集時に開示することを検討します。
4	事業者の収入について	5	第1	1	-9		開館準備業務に係る対価の支払いについて記載がありません。運営事業者への支払いとなると思いますが、タイミングはいつになるでしょうか。	設計・施工期間中の年度末を予定しています。
5	事業者の収入	5	第1	1	-9		開館準備業務に係る対価は、「本施設等の整備に係る対価」と「維持管理業務及び運営業務に係る対価」のどちらに含まれるのでしょうか。後者の場合、初回の対価に加算して支払うことについて検討頂けますでしょうか。	本施設等の整備に係る対価に含まれます。
6	事業者の収入について	5	第1	1	-9	ア	本施設の整備に係る対価の支払いは本施設の引渡しまでに行うとありますが、設計業務分も施設完工後まで支払われない想定でしょうか。設計完了時点で当該業務分は支払われることを要望します。	設計完了時点で設計業務分を支払います。
7	事業者の収入について	5	第1	1	-9	イ	運営業務に係る対価については、有料パークと無料パークで維持管理水準が異なると予想されますが、パークの設定面積の規模で維持管理費が異なってくるため、維持管理費の設定はあらかじめされておりましてでしょうか。または事業者が提案してよろしいでしょうか。	応募者の提案を求めます。
8	事業者の収入について	5	第1	1	-9	イ	運営業務に係る対価については毎年度支払うとありますが、一年度分を一括して支払うという趣旨でしょうか。月ごと又は四半期ごとの支払いとなりますでしょうか。	現時点では毎年度末に一括払いを想定しています。詳細は協議によります。
9	事業期間終了時の措置	6	第1	1	-12	-	事業期間終了後の維持管理及び運営業務について、必要に応じて事業者と協議とありますが、指定管理の協定期間の延長を想定していると理解してよろしいでしょうか。その場合は、延長する協定期間をあらかじめ示して下さい。	指定管理に係る協定を再度締結することを想定します。
10	「応募者の参加資格要件」について	9	第1	5	-2		「構成企業」から外部へ委託した場合、2次請け、3次請けもすべて「協力企業」に該当するか。また、関連企業・子会社についても「協力企業」に該当するでしょうか。	構成企業から直接委託を受ける企業が協力企業に該当します。
11	応募者の業務遂行能力に関する資格要件について	10	第2	5	-4	ウ	造園工事を担う企業は、ここで言う建設企業を行う者には該当しないと理解してよろしいのでしょうか。	造園工事を担う企業の参加資格要件は募集要項において示します。
12	応募者の業務遂行能力に関する資格要件について	10	第2	5	-4	ア・イ	造園設計、工事監理に関する資格要件(設計/建設コンサルタント登録など)は特に設定されないのでしょうか。	造園設計、工事監理に関する資格要件は募集要項において示します。
13	応募者の業務遂行能力に関する資格要件について	10	第2	5	-4	ウ	建設業務のうち造園工事を担う者も、ここに掲げられた要件を満たさなければ構成員又は協力企業にはなれないのでしょうか。	質問11を参照ください。
14	「本施設等の運営業務を行う者」の資格について	11	第2	5	-4	エ	本施設等の運営業務を行う者の資格は、1頁「用語の定義」内に規定されている「運営事業者」(=指定管理者に指定される企業)の資格と同義でしょうか。	ご理解のとおりです。
15	特別目的会社(SPC)の設立について	13	第2	8			SPCを設立する場合には、その旨を企画提案書に記載すること、とありますが、1ページでは運営事業者を「単独または共同企業体」と定義されています。SPC設立は任意で、事業者の提案による、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
16	リスク分担表	21	-	-	-	-	不可抗力リスク※2について、一定範囲までは事業者が負担となっております。リスクが一定の範囲ではリスクヘッジできませんので、一定の範囲の定義を明確にしてください。	募集要項等において示します。

要求水準書(案)に関する質問、意見書に対する回答

NO	項目	頁	章 節 項 目			質問事項	回答
			第	1	-		
1	主要用途について	2	第1	1	-5	旧山梨県緑化センターの主要用途は何でしたでしょうか。整備後は都市公園・展示施設となりますが、用途変更による都市計画決定並びに開発許可手続きを設計期間(R2年度)に行うという認識でよろしいでしょうか。または、手続き済でしょうか。	旧山梨県緑化センターは緑化の普及・学習・展示施設として設置されていました。都市計画決定は令和2年度、開発許可手続きは設計期間内に行う予定です。
2	主要用途について	2	第1	1	-5	整備後は都市公園とのことですが、都市公園の種別は決定しておりますでしょうか。	現在検討中です。
3	事業者の収入について	4	第1	2	-9	① 本施設の整備に係る対価の支払いは本施設の引渡しまでに行うとありますが、設計業務分も施設完工後まで支払われない想定でしょうか。設計完了時点で当該業務分は支払われることを要望します。	実施方針に関する質問6を参照ください。
4	事業者の収入について	4	第1	2	-9	② 運營業務に係る対価については毎年度支払うとありますが、一年度分を一括して支払うという趣旨でしょうか。月ごと又は四半期ごとの支払いとなりますでしょうか。	実施方針に関する質問8を参照ください。
5	事業者の収入について	4	第1	2	-9	開館準備業務に係る対価の支払いについて記載がありません。運營業務者への支払いとなると思いますが、タイミングはいつになるのでしょうか。	実施方針に関する質問4を参照ください。
6	市が購入又は寄託を受ける作品	4	第1	2	-11	330点の寄託に関して、寄託期間の想定をご教示ください。	事業期間内を想定しています。
7	市が購入又は寄託を受ける作品	4	第1	2	-11	購入又は寄託を受ける作品は額装された状態となりますでしょうか？	額装されています。
8	市が購入又は寄託を受ける作品について	4	第1	2	-11	作品の詳細(それぞれ第何版なのか等)について、公募時には公表していただけるのでしょうか。(公表を希望します)	詳細を確認の上、公表について検討します。
9	市が購入又は寄託を受ける作品について	4	第1	2	-11	額装のまま購入又は寄託を受けるという理解でよろしいでしょうか。また、額の材質や由来(いつから現在の額に収まっているのか等)等も公募時には公表していただけるのでしょうか。(公表を希望します)	額装されています。額の材質や由来の公表については検討します。
10	附帯事業	5	第1	2	-12	① 「本市が作品画像を・(株)オクノブ・インターナショナル東京に支払う」とあり、具体的な使用料は事業者の選定後、協議となっています。収支計画を立てる上で概算でも予算を確保したいと思いますが、概算値をご教示いただくことは可能でしょうか？	具体的な使用料は都度協議によります。
11	附帯事業	5	第1	2	-12	① 「なお(株)オクノブ・インターナショナル東京は、自身の所有する・事業者から監修料を徴収することを希望している」とあり、具体的な監修料は事業者の選定後、協議となっています。これまでにオクノブ社が監修料を設定した記録、若しくは予定金額等があればご教示ください。	質問10を参照下さい。
12	付帯事業	5	第1	2	-12	「本市が作品画像を・(株)オクノブ・インターナショナル東京に支払う」とありますが、具体的な使用料については事業計画を立案する上で重要な情報となるため、予め目安となる費用感をご教示願いたいです。	質問10を参照下さい。
13	付帯事業	5	第1	2	-12	「なお(株)オクノブ・インターナショナル東京は、自身の所有する画像を使用する場合は・希望している」とありますが、具体的な監修料については事業計画を立案する上で重要な情報となるため、予め目安となる費用感をご教示願いたいです。	質問10を参照下さい。
14	附帯事業について	5	第1	2	-12	オリジナルグッズの開発をするかしないかの判断は、受託者ができると理解してよいでしょうか。また、開発する場合、どの作品画像を使用するかについての判断も受託者ができると理解してよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	実施体制	8	第1	4	-2	① 「責任者には提案書に明示した者を配置」とありますが、提案書では個人を特定する必要はございますか？運營業務者にとっては運営開始まで相当期間あるため特定人事をお約束するのは会社として難しいです。	ご意見を踏まえ検討します。
16	責任者の配置	8	第1	4	-2	常勤が必要なのは運營業務責任者のみとの理解でよろしいでしょうか。	責任者の常勤・非常勤についてはご理解のとおりです。
17	責任者の配置について	9	第1	4	-2	② 各業務の責任者については、各業務開始日60日前までに市に届け出るとされていますが、設計業務に関しては契約締結と同日に責任者を届け出たととしても、そこから60日後まで着手できない規定となってしまうのではないかと懸念されます。	ご意見を踏まえ検討します。
18	防災マニュアルについて	10	第1	5	-1	③ 本事業により整備される公園が、災害時に何らかの機能・役割を果たすことを現時点では特段予定されていないものと理解して差し支えないでしょうか。	現時点ではご理解のとおりです。詳細は事業者決定後の協議とします。
19	開館準備業務	14	第1	5	-3	運營業務・維持管理業務に関して、開館準備業務が指定管理業務の開始前という位置づけであるなら、開館準備業務を委託契約として別途契約をするのか？それとも指定管理期間の初年度に当該費用を見込むのか、どちらを想定されていますか？	設計業務委託に含めることを検討しています。詳細は募集要項等において示します。
20	保険	17	第1	7	-1	② 購入又は寄託を受け、收藏品となる予定のルドゥーテ作品に対する保険は市と運營業務者のどちらが加入しますか？運營業務者の場合は作品の金額価値をお示しください。	市が加入する予定です。
21	引渡し地盤について	19	第2	1	-2	廃道予定の既存水路は園内に引き込むことは可能でしょうか。その場合、本水路の用途は何になりますでしょうか。	既存水路の使用状況を確認の上、募集要項等で示す予定です。
22	引渡し地盤について	19	第2	1	-2	計画高に関する資料、測量図面等をご提供いただけますでしょうか。また、埋設物関係の資料、施設撤去後の図面はご提供いただけますでしょうか。	募集時に開示することを検討します。

要求水準書(案)に関する質問、意見書に対する回答

NO	項目	頁	章 節 項 目			質問事項	回答
			第2	1	-2		
23	引渡し地盤について	19	第2	1	-2	市道篠原八幡線の一部を廃道とし、撤去は事業者が行うとあります。上下水道の埋設があると思われるが、地下埋設物の付替は市が行うのでしょうか。	埋設物について現時点においては残置する考えであります。支障がある場合等は別途協議します。
24	引渡し地盤について	19	第2	1	-2	本事業用地に係る敷地調査・地質調査・地盤調査等の調査結果があれば開示くださいますようお願いいたします。	質問22を参照下さい。
25	引渡し地盤について	19	第2	1	-2	旧山梨県緑化センター内の既存園路はそのまま引き渡すとされていますが、アスファルト舗装されている敷地内路面については全て市にて撤去されると理解してよろしいでしょうか。	基本的にはアスファルト舗装の撤去は県が行いますが、撤去範囲の詳細については募集時に示す予定です。
26	引渡し地盤について	19	第2	1	-2	旧山梨県緑化センターの敷地周縁部の工作物はそのまま引き渡すとされていますが、敷地内の工作物(電灯、水飲栓、園路脇の縁石等)については全て市にて撤去されると理解してよろしいでしょうか。	基本的には敷地内工作物の撤去は県が行いますが、撤去範囲の詳細については募集時に示す予定です。
27	引渡し地盤について	19	第2	1	-2	西側甲斐中央線(県道25号線)に面する既存建物について、延床面積・構造・設備面のスペック(電気・機械・給排水)及び改修履歴等をご教示ください。また、市が購入に当たり調査・鑑定等を行った場合、その結果も開示いただけますでしょうか。	建築年:平成8年、構造:鉄骨造陸屋根2階建、延床面積:740.54㎡(1F 361.46㎡、2F 379.08㎡) 現時点で調査、鑑定等は行っていません。
28	引渡し地盤について	19	第2	1	-2	西側甲斐中央線(県道25号線)に面する既存建物については現状のまま引き渡すとされていますが、当該敷地のアスファルト舗装や、東側・南側の敷地境界にある壁面等の扱いはどのようになるのでしょうか。現状のまま引き渡すとする場合、それらの舗装や構造物の撤去費用相当額も事業費に十分反映されますようお願いいたします。	当該敷地のアスファルト舗装や東側・南側の敷地境界にある壁面等も現状のまま引き渡します。
29	引渡し地盤について	19	第2	1	-2	西側甲斐中央線(県道25号線)に面する既存建物の取扱いは事業者の提案によるとされていますが、活用する場合、公共施設としての活用を基本とする提案でも、附帯事業のための施設として活用する提案でも可と理解してよろしいでしょうか。	募集要項等において示します。
30	配置計画及び土地利用計画について	19	第2	1	-3	キンラン及びギンランの生息地について、あらかじめ個体数及び図面等で示して下さい。	現時点で個体数は不明です。また生息地の範囲は現地説明会で説明したとおりです。
31	配置計画及び土地利用計画について	19	第2	1	-3	キンラン及びギンランについて、無料パーク内となるため、周辺の整備工事による生育環境の変化、衰退や盗掘を懸念します。対策について市の方針を伺います。	施工の際は現在の生育環境保全に可能な限り配慮するとともに、柵などの設置により生息範囲内に立ち入れないようにするなどの対策を講じることが想定されます。
32	配置計画及び土地利用計画について	19	第2	1	-3	無料パークの位置は中央区画を中心とするとありますが、①中央区画内に4000㎡以上確保し、連続して北区画にも無料パークを整備すること②中央区画と北区画併せて4000㎡以上確保するということが可能でしょうか。(キンラン・ギンラン生息地含む) フラワーパークとミュージアムを一体的なコンセプト・空間として整備し、魅力的な施設とするため、土地利用の自由度を高めていただき、無料パーク内にキンラン・ギンランの生息地を残すことを条件に、無料・有料パーク、ミュージアムの配置レイアウトは事業者提案にさせていただけることを要望します。	ご意見を踏まえ検討します。
33	配置計画及び土地利用計画について	19	第2	1	-3	2つめの項目に「フェンス等で境界を囲う事で～」とありますが、必ずしもすべての境界線に人の立ち入りを制限するフェンスを設けることが前提ではなく、各エリアのセキュリティレベルの設定に応じて、それぞれ適切な境界の表示等を行えば良いものと考えます。問題ありませんでしょうか。	ご理解のとおりです。
34	配置計画及び土地利用計画について	19	第2	1	-3	キンラン及びギンランの生息範囲については現地見学会の際にも目視にて確認させていただいたところではございますが、より万全な対応を期す観点から、市による確認結果を図面化してご提供くださいますようお願いいたします。	質問30を参照下さい。
35	配置計画及び土地利用計画について	20	第2	1	-3	隅切り等開発協議は事業者にて行うとありますが、市にて施工する市道緑化センター八幡前線の拡幅工事着工前までに、同線と甲斐中央線(県道25号線)との隅切りに係る開発協議が整った場合、隅切り部分の路面施工について市側で対応していただくことは可能でしょうか。	開発協議は事業者も行いますが、隅切り部分の路面施工は県または市が行います。
36	ミュージアムについて	20	第2	2	-2	積算規模は概ね1450㎡となっているが、規模が増加する場合どの程度まで認められるのでしょうか。	予算の範囲内であれば規模の増加を認める予定です。詳細は募集要項等において示します。
37	ミュージアムの面積について	21	第2	2	-2	部門ごとの必要面積が示された表の合計欄に「1,450㎡」とありますが、これには共用部が含まれていないため、実際の延床面積は更に大きくなるものと考えますが、その規模に上限を設けることは想定されていますでしょうか。	要求水準書案に記載の部門ごとの必要面積表は、共用部を含めて1,450㎡を想定しています。規模の上限については質問36を参照下さい。
38	有料パークについて	25	第2	3		栽培スタッフの休憩や器具類を保管する施設や園内でワークショップ等を行う施設の設置は事業者提案でよいのでしょうか。	要求水準書を満たす限りにおいて提案とします。
39	有料パークについて	25	第2	3		バラ園を核とした計画とすることとされていますが、バラは「バラ園」に集約されていなければならないのでしょうか。「バラ」が有料パーク全体の核になれば、特定の区画された「バラ園」に集約されていなくても問題ないのでしょうか。	ご理解のとおりです。
40	駐車場	26	第2	5	-1	駐車場管理者用詰所の設置とありますが、必要性の検討や収容台数を踏まえ、利用者の安全配慮を前提に、事業者からの提案事項としてください。	ご意見を踏まえ検討します。

要求水準書(案)に関する質問、意見書に対する回答

NO	項目	頁	章	節	項	目	質問事項	回答
41	利用者駐車場について	26	第2	5	-1		路線バス等のバス停設置などの想定はありますでしょうか。	隣接する県道甲斐中央線は市民バスのルートであるため、今後停留所新設等を含めて検討します。
42	利用者駐車場について	26	第2	5	-1		駐車場管理者用詰所を設置して、利用者の安全に配慮すること、とありますが有人を想定されておりますでしょうか。	質問40を参照ください。
43	利用者駐輪場について	26	第2	5	-2		利用者用の駐輪場の設置は、事業者提案によると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
44	パーク共通植栽	26	第2	6	-1		できる限り既存樹木の保存、移植とありますので、移植の適合性や規格を把握し費用試算を行うため樹木台帳と植栽図面を開示してください。公募段階にて樹木調査に入れない現状においては必須と考えています。	募集時に開示することを検討します。
45	パーク共通植栽(既存樹木)について	26	第2	6	-1		既存樹木についての調査報告書(樹木の樹種、規格、位置等がわかるもの)等がございましたら開示していただきたく存じます。現時点ではないという場合、今後、調査を実施する予定はありますでしょうか。	質問44を参照ください。
46	パーク共通設備等(井戸)について	27	第2	6	-5		井戸を掘削し積極的に利用することが求められておりますが、本事業敷地内における地下水源の状況等に関し市で調査を行ったことがありましたら、その結果を開示していただきますようお願いいたします。	募集時に開示することを検討します。
47	設計業務に必要な調査について	28	第3	1	-2	イ	設計業務に必要な調査を事前に行うこと、とありますが、測量は実施されておりますでしょうか。また、環境影響評価等の資料は作成されておりますでしょうか。	測量は実施しています。環境影響評価等の資料は作成していません。
48	市民ワークショップについて	28	第3	1	-2	エ	「既存樹木の活用等に関する市民ワークショップを実施すること」とありますが、これまでに同様のワークショップは実施されておりますでしょうか。ございましたら資料をご提供いただけますでしょうか。	ワークショップは実施していません。
49	開館準備業務に関する要求水準 >その他準備業務について	34	第4	2	-4		現状ルドゥーテ作品を画像化する作業が明記されていないと思われる。画像作成業務は、(4)収蔵品のデータベース化の一連の作業として含まれていると考えてよろしいでしょうか。	画像作成業務は要求水準書には記載していません。収蔵品のデータベース化や常設展示において画像を作成するかは提案によります。
50	休館日・休演日について	35	第5	2	-3	①	ミュージアムの休館日は年52日以下とすることが求められていますが、特定の曜日を休館とした上で年末年始を休館としたり、展示替えのために臨時休館を設けたりすることは不可ということでしょうか。	52日以下の範囲内であれば可能です。
51	入場料等	36	第5	2	-4	①	入場料について、企画展開催時とそうでない期間で金額設定を変える等は事業者の判断との認識でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
52	入場料等	36	第5	2	-4	②	エントランス、ワークショップ室、有料庭園は貸室(スペース)として条例制定もされるとの認識でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
53	入場料等について	36	第5	2	-4		入場料等のうち、条例により定めることとなるのは入場料の上限額のみで、その他については行政財産の目的外利用料になると理解して差し支えないでしょうか。	質問52を参照ください。
54	入場料等について	36	第5	2	-4		入場料等のうち、条例により定めることとされたものについて、議会において提案の内容と異なる額で議決された場合、その差額により収支に影響が出る部分は市の負担により補填されると考えて差し支えないでしょうか。	実施方針別紙1リスク分担表(案)の議会リスクに記載のとおりです。
55	入場料等について	36	第5	2	-4		企画展の観覧料について記載がありませんが、通常の入場料に加えて徴収することは可能でしょうか。可能な場合、企画の内容等に応じて、その都度事業者側にて観覧料を設定する運用でよいでしょうか。また、合計2,000円以内とされている入場料上限の対象には含まれるのでしょうか。	企画内容等に応じて事業者側で設定可能です。2,000円以内の入場料の対象に含まれます。
56	常設展示及び企画展示の運営について	36	第5	3	-1	①	常設展示は原則として開館時は常時開催するとされていますが、常設展示を行わずにイベントのみを開催するような開館形態も例外的には可ということでしょうか。	やむを得ない場合、例外的には可能です。
57	常設展示及び企画展示運営について	37	第5	3	-1		展示システムの知的財産権(著作権、商標等)を、各構成企業もしくはその協力会社が保有する場合は、納品後もその権利は構成企業もしくはその協力会社が保有することよろしいでしょうか。	募集要項等において示します。
58	常設展示及び企画展示運営について	37	第5	3	-1		機器やソフトウェアの運用・保守条件については、事業者内にて決めてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
59	常設展示及び企画展示運営について	37	第5	3	-1		多言語化の範囲やバリアフリーの対応範囲等、基準があればご教示ねがいます。	提案によります。
60	常設展示及び企画展示運営について	37	第5	3	-1	①	作家名、作品名、技法・材質制作年等の情報をキャプション等で表示することが原則として求められているが、上記情報は市または現所有者様からご提供いただけるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
61	常設展示及び企画展示運営について	37	第5	3	-1	①	常設展は原則常時開催とあるが、イベント等で常設展の場所を利用するなどは事業者内での判断でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
62	常設展示の運営について	37	第5	3	-1	①	作品の適切な管理とありますが、展示室の環境面の他に、展示中の作品の管理において行うべき手入れ、守るべきルール等について、現状の取扱い(所有者様の管理方法や貸出の際に課している遵守事項等)をご教示ください。	現時点で要求水準書案の記載内容以上の要件はありません。

要求水準書(案)に関する質問、意見書に対する回答

NO	項目	頁	章	節	項	目	質問事項	回答
63	常設展示の運営について	37	第5	3	-1	①	ルドゥーテの作品を展示することありますが、ルドゥーテ以外の作品も併せて展示することは可でしょうか。	可能です。
64	常設展示の運営について	37	第5	3	-1	①	作家名、作品名、技法・材質制作年等の情報を表示することが求められていますが、現所有者様から作品と併せてこれらの情報もご提供いただけるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
65	作品の保管・管理に関する業務について	39	第5	3	-3	①	他の施設へ収蔵品及び資料を貸し出す場合は、事前に市に報告すること、と記載があるが、収蔵品及び資料の貸出管理業務・受付窓口業務はミュージアム運営業務に含まれますか。	含みます。
66	作品及び資料の保管・管理について	39	第5	3	-3	①	適切な保管・管理とありますが、展示室・収蔵庫の環境面の他に、展示中又は収蔵庫等に保管中の作品及び資料の保管・管理において行うべき手入れ、守るべきルール等について、現状の取扱い(所有者様の管理方法や貸出の際に課している遵守事項等)をご教示ください。	質問62を参照下さい。
67	作品及び資料の保管・管理について	39	第5	3	-3	①	個々の作品及び資料の情報をデータベース等で適切に管理することが求められていますが、これらの情報のうち、作品と併せて現所有者からご提供いただける内容は何と何になりますでしょうか。また、提供される場合の形態(紙面かデータか、データの場合はファイル形式は何かなど)をお示しください。	今後、作品所有者と調整します。
68	バラ園の運営について	40	第5	4	-2		圃場を運営することとありますが、圃場は有料パーク内に配置しなければならないのでしょうか。観賞用のエリアとは分離して配置することも可能でしょうか。また、圃場の規模等に関する要件についてあらかじめ定められた水準はなく、提案によるということでしょうか。	圃場の配置は任意です。規模等は提案によります。
69	ワークショップ、講座、教室等のイベント企画・運営について	41	第5	5	-1		「広告料収入…以外の独自収入を得る場合は市と協議」において協賛金・広告料については、事業者の判断で各ワークショップ、イベントで集めてもよろしいでしょうか。	募集要項等において示します。
70	エリア・マネジメント業務について	41	第5	6			エリア・マネジメントとありますが、地域住民を含む何らかの組織の設立は想定されておりますでしょうか。	現時点の想定はありません。
71	施設内放送業務	42	第5	7	-4		「英語・中国語・韓国語・フランス語による放送も行う」とありますが、施設内放送する場合は常にこれら言語でも行うとの理解でしょうか？必要に応じて行うのが現実的だと考えます。	定常的な放送(閉館の案内等)をこれらの言語で行うことを想定しています。
72	ハザードマップについて	別添資料	-	-	-	-	ハザードマップが添付されているが、ミュージアムの設計等において浸水深を考慮した設計と同時に来園者等の避難場所としての活用を求めているということでしょうか。	特に収蔵庫の配置について配慮を求めます。